

## 各医療機関の長 様

**お知らせ** 3月19日より、新型コロナウイルス感染症（指定感染症）の届出基準の流行地域について、下記のとおり変更となりました。

引き続き、「感染が疑われる患者の要件」に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察した場合には、最寄りの帰国者・接触者相談センターへ御連絡をお願いします。

**【感染が疑われる患者の要件】**

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。  
ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

- ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触<sup>※1</sup>歴があるもの**
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域<sup>※2</sup>に渡航又は居住していたもの**
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域<sup>※2</sup>に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの**
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの**

※1 濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

※2 中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡、イラン・イスラム共和国ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州及びロレスタン州、イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州及びリグーリア州、サンマリノ共和国、スイス連邦ティチーノ州及びバーゼル＝シュタット準州、スペイン王国ナバラ州、バスク州、マドリード州及びラ・リオハ州並びにアイスランド共和国

（下線部が今回追加分。）（令和2年3月19日現在。地域の変更の可能性があります。）

## ◆帰国者・接触者相談センター◆

| 保健所名             | 電話番号         | 保健所名  | 電話番号         |
|------------------|--------------|-------|--------------|
| 松江市・島根県共同設置松江保健所 | 0852-33-7673 | 県央保健所 | 0854-84-9812 |
|                  |              | 浜田保健所 | 0855-29-5970 |
| 雲南保健所            | 0854-47-7778 | 益田保健所 | 0856-31-9512 |
| 出雲保健所            | 0853-24-7028 | 隠岐保健所 | 08512-2-9600 |

■各種情報については、島根県薬事衛生課のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/other/topics/bukan2020.html>

◆お問い合わせ先：島根県健康福祉部薬事衛生課（TEL:0852-22-5254）◆